【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本金の額の減少

チ　事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　金融商品取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ　認可金融商品取引業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　株式又は投資口の分割

ワ　株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

カ　株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行（ヲ及びワに掲げるものを除く。）

ヨ　自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（ワに掲げるものを除く。）

タ　既に発行されている株式について、会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをすること。

レ　重要な財産の処分又は譲渡

ソ　多額の借財

ツ　イからソまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を内閣府令で定める割合以上減少させることとなる新株の発行その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を既に行つており、かつ、当該決定の内容を公表している場合　当該決定を維持する旨の決定

ロ　公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合　当該異なる定めを変更しない旨の決定

三　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

四　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

五　その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本金の額の減少

チ　事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　金融商品取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ　認可金融商品取引業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法　第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　株式又は投資口の分割

ワ　株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

カ　株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行（ヲ及びワに掲げるものを除く。）

ヨ　自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（ワに掲げるものを除く。）

タ　既に発行されている株式について、会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをすること。

レ　重要な財産の処分又は譲渡

ソ　多額の借財

ツ　イからソまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を内閣府令で定める割合以上減少させることとなる新株の発行その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を既に行つており、かつ、当該決定の内容を公表している場合　当該決定を維持する旨の決定

ロ　公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合　当該異なる定めを変更しない旨の決定

三　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

四　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

五　その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本金の額の減少

チ　事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　株式又は投資口の分割

ワ　株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

カ　株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行（ヲ及びワに掲げるものを除く。）

ヨ　自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（ワに掲げるものを除く。）

タ　既に発行されている株式について、会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをすること。

レ　重要な財産の処分又は譲渡

ソ　多額の借財

ツ　イからソまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を内閣府令で定める割合以上減少させることとなる新株の発行その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を既に行つており、かつ、当該決定の内容を公表している場合　当該決定を維持する旨の決定

ロ　公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合　当該異なる定めを変更しない旨の決定

三　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

四　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

五　その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者又はその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本金の額の減少

チ　事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　株式又は投資口の分割

ワ　株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

カ　株式、新株予約権、新株予約権付社債又は投資口の発行（ヲ及びワに掲げるものを除く。）

ヨ　自己株式（会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）の処分（ワに掲げるものを除く。）

タ　既に発行されている株式について、会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをすること。

レ　重要な財産の処分又は譲渡

ソ　多額の借財

ツ　イからソまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　公開買付開始公告をした日において、対象者の業務執行を決定する機関が当該公開買付けの後に当該公開買付者の株券等所有割合を内閣府令で定める割合以上減少させることとなる新株の発行その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を既に行つており、かつ、当該決定の内容を公表している場合　当該決定を維持する旨の決定

ロ　公開買付開始公告をした日において、対象者又はその子会社が会社法第百八条第一項第八号又は第九号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式に係る株券等を発行している場合　当該異なる定めを変更しない旨の決定

三　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

四　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

五　その他前各号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本金の額の減少

チ　事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

（ヲ～ソ　新設）

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

（二　新設）

二　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

（五　新設）

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本金の額の減少

チ　事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始　又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成16年10月20日 政令第318号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始　決定、更生手続開始　決定又は整理開始　命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第五項の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　会社の分割

ニ　合併

ホ　解散（合併による解散を除く。）

ヘ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ト　資本の減少

チ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ヌ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ル　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ヲ　イからルまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

（ハ　新設）

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして総理府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして総理府令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成12年3月23日 政令第86号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、再生手続開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成12年2月16日 政令第37号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　後見開始の審判を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成11年9月29日 政令第301号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　株式交換

ロ　株式移転

ハ　合併

ニ　解散（合併による解散を除く。）

ホ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ヘ　資本の減少

ト　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

チ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

リ　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

ヌ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

ル　イからヌまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

（イロ　新設）

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

チ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

リ　イからチまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　　証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　　証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る　申請

チ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

リ　イからチまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

チ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

リ　イからチまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

チ　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十八条の規定による申出

リ　イからチまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

（チ　新設）

チ　イからトまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

チ　イからトまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからリまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

チ　イからへまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからチまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　大蔵大臣又は証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る請求又は申請

チ　イからへまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ　株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

ヌ　イからチまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

（ト　新設）

ト　イからへまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場廃止になつた場合に限る。）

（リ　新設）

リ　イからチまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　イからへまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場廃止になつた場合に限る。）

リ　イからチまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　イからへまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申請がなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場廃止になつた場合に限る。）

リ　イからチまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（公開買付けの撤回等）

**第十四条**　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあっては、軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

一　対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ　合併

ロ　解散（合併による解散を除く。）

ハ　破産、和議開始又は更生手続開始の申立て

ニ　資本の減少

ホ　営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

ヘ　大蔵大臣又は証券取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請

ト　イからへまでに掲げる事項に準ずる事項で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下この条において同じ。）において指定したもの

二　対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ　営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分の申請がなされたこと。

ロ　免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ　当該対象会社以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下この条において「不渡り等」という。）があつたこと。

ホ　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

ヘ　災害に起因する損害

ト　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと。

チ　株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場廃止になつた場合に限る。）

リ　イからチまでに掲げる事実に準ずる事実で公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定したもの

三　株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合において、公開買付期間の末日の前日までに、当該許可等を得られなかつたこと。

２　法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一　死亡

二　禁治産の宣告を受けたこと。

三　解散

四　破産宣告、和議開始決定、更生手続開始決定又は整理開始命令を受けたこと。

五　当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六　不渡り等があつたこと。

（改正前）

（新設）